

広島市告示第307号
令和8年6月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第9条第1項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり指定しますので、同条第2項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定する自転車等放置規制区域の名称及び変更年月日

名 称	変更年月日
小網町・河原町周辺自転車等放置規制区域	令和8年7月1日

2 小網町・河原町周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり